

滋賀県公安委員会定例会議会議録

第1 日時

令和7年7月10日（木）午後1時30分～午後2時45分

第2 出席者

1 公安委員会

高橋委員長、北村委員、上田委員

2 県警察

池内本部長、尾張警務部長、山口生活安全部長、竹谷刑事部長、
船越交通部長、和田首席参事官（田中警備部長代理）、古川首席監察官、
中山警察学校長、吉栖情報通信部長

第3 議事の概要

1 協議事項

なし

2 報告事項

(1) 警察法第56条第3項に基づく報告について

古川首席監察官から、警察法第56条第3項に基づく報告があった。その際、各委員から「引き続き、緊張感をもって非違事案を発生させないよう対策を進められたい。」旨の発言があった。

(2) 令和7年度第1四半期の監察実施状況について

古川首席監察官から、令和7年度第1四半期の監察実施状況について報告があった。その際、上田委員から「総合監察により各所属に緊張感が生まれ、業務に良い影響を与えるので、引き続き適切に実施されたい。」、北村委員から「総合監察のほか、随時監察を適宜実施されたい。」、高橋委員長から「現行の監察の実施方法の有効性を精査するなどして、自らを律しながら監察業務を行っていただきたい。」旨の発言があった。

3 その他

(1) 滋賀県公安委員会委員長についての委員による互選結果について

高橋委員長から「令和7年7月25日をもって委員長の任期が満了することから、次期委員長について委員による互選を行った結果、北村委員が7月26日付けで委員長に就任することになった。」旨の発言があった。

(2) 滋賀県公安委員会運営規則第8条に基づく報告について

高橋委員長から、滋賀県公安委員会運営規則第8条に基づき、当県公安委員会から、京都府、大阪府及び奈良県公安委員会に対する援助要求について意思決定の権限を行使したことが報告された。

第4 個別報告・決裁関係

1 報告事項

警察活動の課題等について

刑事企画課から、警察活動の課題等について報告があった。

2 決裁関係

(1) 運転免許行政処分について

運転免許課から、運転免許取消対象事案等について、事案の内容並びに意見聴取及び聴聞の結果の報告を受け、協議の結果、13 件について行政処分を決定した。

(2) 滋賀県琵琶湖等水上安全条例第 20 条の規定に基づく船舶の航行の制限に関する指定について

地域課から、滋賀県琵琶湖等水上安全条例第 20 条の規定に基づく船舶の航行の制限に関する指定について説明があり、協議の上、原案のとおり決裁した。

(3) ストーカー規制法に基づく禁止命令、書面警告の実施状況について

捜査第一課・生活安全企画課から、ストーカー規制法に基づく禁止命令及び書面警告の実施状況について書面報告があり、これを了承した。

(4) 行進及び集団示威運動許可申請取扱状況（6 月）について

警備第二課から、行進及び集団示威運動許可申請取扱状況について報告があり、これを了承した。

(5) 小型無人機等の飛行に関する通報受理について

警備第二課から、小型無人機等の飛行に関する通報受理 2 件について書面報告があり、これらを了承した。

このページについてのお問合せ

滋賀県警察本部警務部総務課公安委員会補佐室

電話：077-522-1231